

吹田市環境影響評価審査会全体会（令和6年度第2回）会議録

日時：令和6年10月2日（水）午後5時～午後7時

場所：男女共同参画センター 2階視聴覚室

出席者

委員：近藤会長、原副会長、乾委員、井ノ口委員、老田委員、尾崎委員、加賀委員

加我委員、越山委員、崔委員、松井委員、松本委員、山口委員、山本委員

事務局：道澤部長、楠本次長、丸谷参事、水谷主幹、永井主査、藤原係員

連絡調整会議：開発審査室 朝井主幹、公園みどり室 小原参事、管路保全室 辻参事、

計画調整室 白澤参事、環境保全指導課 西川課長、

文化財保護課 遠藤主査・田中主任、都市計画室 渡辺参事、

危機管理室 柴野参事、総務予防室 井上参事、

市民自治推進 浅倉参事

事業者：＜（仮称）江坂計画＞

株式会社長谷工コーポレーション 竹端担当部長、辻チーフ、齊藤副主任、
長内氏

株式会社KANSOテクノス 小西マネージャー

傍聴者：1名

内容： 1 開会

2 [審議事項] 会長、副会長の選任について

3 [審議事項]（仮称）江坂計画

（1）環境まちづくり影響評価条例の手続進捗状況について

（2）環境影響評価審査会等からの意見と事業者の見解

（3）質疑応答

4 [報告事項]（仮称）吹田市円山町開発事業

（1）事後調査年次状況報告書について

5 [報告事項] 佐井寺西土地地区画整理事業

（1）事後調査年次状況報告書について

6 [報告事項]（仮称）吹田市藤白台5丁目計画

（1）事後調査年次状況報告書について

7 その他

＜開会＞

- ・会長、副会長未選出のため事務局が進行
- ・14名の委員の出席により審査会成立を確認
- ・各委員の紹介
- ・道澤環境部長あいさつ

<〔審議事項〕 会長、副会長の選任>

◆会長選出

- ・ 会長に近藤委員の推薦あり
- ・ 各委員から異議なし
- ・ 近藤委員了承
- ・ 近藤委員が会長に就任

◆副会長選出

- ・ 近藤会長が原委員を副会長に推薦
- ・ 各委員から異議なし
- ・ 原委員了承
- ・ 原委員が副会長に就任

◆近藤会長あいさつ、進行を引き継ぎ

会長

本日の傍聴希望者を確認させていただきます。いかがでしょうか。事務局より御報告お願いいたします。

事務局（丸谷参事）

本日は、1名の傍聴希望がございます。

会長

では1名の傍聴の希望がございますので、吹田市環境影響評価審査会の会議の傍聴に関する事務取扱要領の規程により、傍聴を認めたいと思います。入室をお願いいたします。

（傍聴者入室）

◆傍聴に関する注意事項の申し渡し

<〔審議事項〕（仮称）江坂計画>

会長

それでは、次第に従って進めさせていただきます。

次は次第3「（仮称）江坂計画」につきまして、まず事業者の入室をお願いいたします。

（事業者入室）

会長

では、この件に関する審査の状況につきまして、事務局より御説明をよろしく申し上げます。

事務局（永井主査）

本事業の経緯及び本日の流れを御説明いたします。資料2を御参照ください。現在は指差しマークがついている、評価書案の手續の段階です。本事業は、令和5年12月19日に事業者である住友不動産と長谷工コーポレーションから環境影響評価書案が提出されました。令和6年2月に諮問とともに第1回目、令和6年5月に第2回目の審査会を開催し、委員の皆様には予測・評価の結果や環境取組等について御審議いただきました。本日は第3回目の審査ということになります。

本日は、まず前回の審査会及びその後に頂戴いたしました御意見に対する回答を事業者から説明していただきます。

その後、事業者の説明を受けて、御審議をお願いいたします。以上でございます。

会長

それでは、事業者より御説明のほどよろしくをお願いいたします。

株式会社KANSOテクノス

それでは、お手元の資料3になります。前回、令和6年5月27日開催の審査会以降に頂戴しました「(仮称)江坂計画環境影響評価書案」に対する吹田市環境影響評価審査会委員等からの意見とその回答につきまして、内容を説明させていただきます。説明させていただく資料ですね、まず資料3というのがございまして、こちらの方が意見と回答ということになります。こちらに付きます別紙資料というものが、いくつかついております。説明を順次させていただきますので、その際に御覧いただければと思います。

まず最初の御意見、1番の御意見になります。こちらの方ですね、意見2つ、真ん中にちょっと空白がありまして2つに分かれております。前段の方が当初いただきました意見となります。吹田市景観デザインマニュアルに記載されている景観配慮の記載を踏まえて検討を行うことという御意見をいただいております。その中の1つ目としましてバルコニーは洗濯物や設備類が見えにくいデザインにすることという御意見を1つ。それからもう1つ、2番目が、背景が空となる上層部の外壁色彩は、明度を上げる方が空に溶け込みやすくなります。3番目として軒裏、上裏の色彩への配慮、これらの内容を踏まえて、計画建物の色彩などを検討した結果を示して、比較検討するようという御意見をいただいております。この御意見を踏まえまして作成した資料がですね、別紙1ということになります。別紙1の方は両面で印刷しておりますので、見にくいかと思いますが、この別紙1につきましては検討経緯をお示ししております。評価書案でお示した資料としまして、この1枚目の検討1共通それからめくっていただいて、検討2共通、それから、そこからまたさらに検討3を評価書案と記載しております、めくってもらって、検討4評価書案となっております。こちらの方が実際に評価書案の方に載せさせていただいている色彩検討の経緯ということになります。こちらをですね、いただいた意見に合わせまして検討した結果が、共通が検討1、2ということになりますけれども、その後ろ、1番後ろのページにあります別紙検討3の再検討というところ、こちらの方が意見を踏まえて検討させていただいた案ということになります。検討3で後ろに検討4ということで、載せさせていただいております。最終形としましては、この検討4再検討というものと、その1枚

前に検討4評価書案というのがございますけれども、それが今回の案と、前回の案ということになります。こちらの検討結果につきましては、7月9日に開催されております景観アドバイザー会議の方に提出させていただきまして、この内容について御審議いただいております。その際、この案に対して追加の意見等はございませんでした。なお、この景観アドバイザー会議において追加といいますか、こちらの南面ではないところで御意見いただいております、それらの助言指導内容を、この資料3の意見1のところの下段の方に入れさせていただいております。

景観アドバイザー会議において助言指摘事項としていただきました内容としましては、1つ目が、建築計画についていただいた意見のうちの1つ目が、北側の景観について全体的に暗い印象であり、北側は遠くからも見えるため、周辺と調和するよう外壁の色彩について再度検討することと御意見いただいております、この御意見に対しての検討結果につきましては、廊下側の外壁についてN5からN6に変更しております。また、北側遠くからの見え方につきましては、別紙の方を御覧いただければと思うんですけども、別紙2について示しております。見通しのできる北側、少し遠めのところからの見える可能性がある地点から、見え方を検討しております。4地点選んで検討しておりますが、検討した結果、上層部の一部が視認されますが周辺景観との調和を妨げる見え方ではないというふうに確認をしております。

2番目ですが、廊下側手すりの縦格子が全部黒ということで検討しております。これが長い距離で黒い格子が連続するということになるので、手すりの一部をRCの手摺壁とするなど分節を検討してくださいという御意見いただいております、これにつきましては、ずっと繋がった形の縦格子ではなく、廊下側のところの縦格子につきましては、途中でマリオンを設けることで分節検討をしております。また、手すりの開放率を算定しております、現時点で75%と圧迫感が少ないことを確認しております。

続きまして3番目、立体駐車場の色彩について、本体よりも目立たないように明るすぎないように検討してください、という御意見をいただいております。シルバーよりもグレーで光らない方が良いという御意見でして、この意見に対しましては、別紙3で示しておりますが、後ろに見えております計画建物と同系色のグレー系の色彩を採用するというようにしております。

次に、外構計画につきましてもアドバイザー会議の方から御意見いただいております。東敷地の消防活動空地の入口付近が、一般の方から見て違和感のある空間にならないようにという御意見でありまして、これにつきましては別紙4に示しております。入口付近に中木を追加し、一部脱色アスファルトを採用するなど景観に配慮していくこととしております。それ以外に寄付用地との境界フェンスや門扉、ごみ置き場の扉なども色の組み合わせなどを考えて、総合的にデザインしていくこととしております。

また、開発行為につきましても、公園敷地と下水道用地について、それぞれがフェンスで囲われるようなフェンスだらけの景観とならないよう担当部局と協議を行うことと、御意見を頂戴しております。これにつきましても御意見を踏まえて、担当部局と今後も協議を行っていくこととしますという回答をしております。

今申し上げました内容、それから別紙資料につきましては景観担当課様と協議させていただき、現時点で一旦回答済みということになっております。

続きまして意見 2、自然災害危険度・地域防災力についての御意見です。大阪府防災力強化マンションの基準については、大阪府との協議内容と進捗を評価書および事後調査報告書に報告し、津波避難ビル指定以外の基準の充足を担保することという御意見をいただいております。これにつきましては、大阪府防災力強化マンションの基準については、大阪府との協議を詳細設計実施中に行う計画であることから、その内容と進捗を事後調査報告書にて報告し、津波避難ビル指定以外の基準の充足を担保いたしますと回答させていただいております。

3 番目が温室効果ガス・エネルギーについての御意見です。建設時期が数年後であることも踏まえ、2050 年カーボンニュートラルに向けて、前回の審査会で示された参考事例の住宅タイプの仕様以上の水準を目指すこと。なお、参考事例の熱源機（コージェネレーション）の詳細（製品仕様など）を、今回の審査会で参考に示すこと。また、事後調査において、実際に採用した機器の仕様を報告すること、という御意見いただいております。こちらの回答につきましては、本計画においては ZEH-M Oriented の基準を満たす設計とし、適切な設備設計及び外皮性能の確保により建物全体で一次エネルギー使用量の 25% 以上の削減を目指していきます。なお、一次エネルギー削減目標 25% の設計を実施できる根拠として、前回審査会にてお示しした建設中の参考事例の熱源機はエネファームを指しております。事例の住戸の一部に設置する計画としていたのですが、本事業計画においては、エネファームの設置予定はしておりません。そのため、改めてエネファーム設置のない事例で、別紙 5 ということで資料を用意しております。こちらの事例を見ていただきますと、BEI 値が 0.71 となっております。こちらでは 29% の削減が実現できているということになっております。また、実際に採用した機器の仕様につきましては、事後調査報告書にて御報告させていただきます、という回答にしております。

次に、意見 4、コミュニティについての御意見をいただいております。計画地周辺の地域の学校においては、児童数の増加により、将来的に教室の不足や過大規模校化が見込まれている。教育委員会との協議により、小学校のキャパシティと、販売によって見込まれる世帯数増加に伴う小学校入学者増加数のシナリオを突き合わせ、どの程度のひっ迫が出てくるかを検討し、報告すること。また、結果を踏まえ、以下の環境取組を検討することということで 2 つ御意見いただいております。

まず 1 つ目が、家族向け住居戸数の抑制のため、単身者向けや高齢者向けなど計画変更を検討し、その結果について示すこと。2 番目としまして、当該住宅開発により、当該校の学校規模が過大になると見込まれる場合、吹田市学校規模適正化基本方針に基づき、通学区域の見直し等を実施する可能性があることを踏まえ、家族向け住居においても、同一年度に児童が急増することを避けるため、複数年度にかけて段階的な販売・入居計画を検討し、その結果について示すこと。これらの御意見につきまして、回答としまして、これまでの吹田市教育委員会との協議の中で、吹田市南小学校の児童数増加に伴う、本計画の児童受け入れに関して、引き続き協議を実施していくという認識を教育委員会と共有しております。その上で回答としまして、まず 1 番目、現事業計画は家族向け住宅ということにしておりますが、現事業計画につきましては事業性を考慮した結果であり、計画変更は難しいと考えております。なお、急激な児童増加防止のため段階的に住戸供給を行うなど対策を行ってまいります。2 番目です。教育委員会との協議においては、現時点の本計画

の事業進捗状況について御理解をいただき、今後事業スケジュールの確定に伴い、実際の販売・入居計画および児童数増加に伴う小学校の受け入れ、①で示す対策内容等について引き続き協議を行う旨を申し入れ、了承いただいております。なおその協議状況につきましては、事後調査報告書にて報告させていただきます。また、当該小学校に対しても同様の報告を行い、教育委員会と継続協議をする旨を報告いたしました。

続きまして5番目、文化財についての御意見です。事業計画地は五反島遺跡に当たるため、文化財保護法に基づき確認調査を実施した結果、調査区内からは遺構・遺物等の埋蔵文化財が検出された。本市と大阪府の指導に基づき、遺跡保存のために必要な措置、及び記録保存のために必要な発掘調査を行うこと。また、そのために必要となる事業計画や工事スケジュールなどの変更に対応すること。事業計画や工事スケジュールなどが変更になる場合、ほかの環境項目の予測、評価への影響がないか、精査のうえ報告すること。なお、建築確認申請書を提出される場合は、文化財保護課が発行する裏書を添付する必要があるため、別途手続きを行うこと。これらの御意見につきまして、回答としましては、本事業の実施にあたっては、事業計画地の西側には埋蔵文化財包蔵地（五反島遺跡）が分布し、令和5年5月～6月に試掘調査を実施しました。試掘調査の結果、平安時代から鎌倉時代までの土器片、木製品等が確認されています。試掘調査結果の報告につきましては、別紙6として添付させていただいております。これらの調査結果から、吹田市と大阪府の指導に基づき、遺跡保存のために必要な措置及び記録保全のために必要な発掘調査等を行う協議を進めております。協議の状況としましては、本体工事と開発工事という言い方をさせていただきますが、まず開発工事というのは、開発道路を含めた全体の工事、それから本体工事は建物の西敷地、東敷地の工事のことを指しております。本体工事に関しましては、以前文化財保護課様から提示していただいている想定範囲がありまして、それをベースに協議をすすめております。開発工事につきましては別紙7の方に詳細示しておりますが、開発工事の発掘調査としての計画案をもとに開発工事着手前に調査を実施する予定で、現在、実施時期について調整しているところでございます。なお、御意見にありました事業計画や工事スケジュールの変更が必要となった場合には、ほかの環境項目の予測評価への影響がないか、精査のうえ報告をさせていただきます。また、建築確認申請書を提出する際には、文化財保護課が発行する裏書を添付することから、別途手続きを行ってまいります。

簡単ですが、以上で資料3の説明を終わらせていただきます。

会長

事業者から御説明がございましたが、何か御意見や御質問ございませんでしょうか。

私の方から、少し伺いすることにいたします。まず1番目の景観のところですね、景観アドバイザー会議で下水道用地の景観について意見があったようですが、以前、この件につきまして、A委員も同様の意見を述べられていたと思うのですが、A委員何か御意見ございませんでしょうか。

A委員

敷地の北東部にあります提供公園と、それから下水道用地、さらには公共用地としての

保育所の部分でございますが、私も聞いてございますのは、この景観アドバイザーでの意見を踏まえ、ということで、ここにそれぞれ市の管理区分が異なるという状況でございます。以前にもちょっとお話をさせていただきましたが、この部分の境界の明示については、今日御説明いただきました事業者の方々の裁量の範囲ではございませんが、所管する市の部局への意見ということで、改めて意見をさせていただきたいと思います。せっかく新たに計画する広い用地、屋外用地でもございます。そこがそれぞれの管理区分に合わせて、フェンスで区切られるっていうようなことになると、区別・分割をされて、視覚的にもフェンスが目立ってくるということになろうかと思いますが、市民、利用者の観点から、非常に不細工な景観にならないように、下水道用地と公園、寄付用地の境界については柔軟な対応をしていただければなというふうに思います。他のところでも、例えば道路と民間敷地の公開空地との境界部、特に道路に歩道がある場合に、歩道の仕上げと公開空地の仕上げ、それが官民の違いによってその間にフェンス等が出てくるっていうことを、古くは見かけられましたけども、近年でいきますとそこが一体的な整備をするということが増えてきている状況でもございますので、ここは確かに管理区分が違う、それぞれの用地によって制度が違うというのがございますけども、市民・利用者から見た場合の視覚的效果、景観ということを重視して、市の方でも柔軟な対応をいただきたいというふうに、改めて意見をさせていただきたいと思います。

会長

はい、事業者さんの方が回答していただいておりますように、是非協議を行っていただいitですね、景観的に、よりよい景観を維持するように努めていっていただきたいと思います。何か事務局の方から御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では次にもう一つ私の方から、文化財についてですね、この調査は、これ見てみますと何か相当大規模になるように思われるんですけども、何か担当部局のほうから補足の説明していただけないでしょうか。

文化財保護課（田中主任）

それでは、この発掘調査について補足させていただきます。昨年12月に、それまではまず試掘調査を実施してきましたけども、試掘調査の結果を踏まえてですね、本体および付属設備に対する発掘調査の素案を出させていただきました。その結果ですね、この時点での結果ですが、ほぼ面積が4,100㎡、それから土量が24,300 tほどという形になりまして、実際に調査期間を計算しますと、大体4年と9ヶ月はかかるだろうという形になります。ただ建物が、建物自体が9棟ありますし、それから付属設備も7ヶ所ありますので、それを全て調査した場合の期間という形になっております。ただ、調査期間が非常に長いので、それを何とか減らせないかという話も出てきました。その中で実は大阪府が一定の考え方を示しておりまして、建築面積に対して杭の面積が5%未満、それから杭の直径が1 m未満ということで、連続しない杭の構造であるということにすれば杭の部分については回避できるだろうという話になりまして、一度その計画でやり直していただいたんですけども、結果的にコストが高いということで、また戻されたんです。ちょっと戻されたんですが、元の形よりもさらに深く基礎構造されることになったんです。今まで杭の部分が調査対象

になっていたんですけども、建物の基礎部分も調査対象になる可能性が出てきましたので、調査面積がさらに増えるだろうという可能性が出てきました。その中で先ほども事業者の方から説明していただきましたが、建物部分とそれから開発道路ですね、これを分けて考えていこうということで、先行して開発道路の部分の下水管埋設に合わせて試掘調査をさらに数を増やして、実際のもうちょっと密度を検討していこうかということで進んでいます。予定では9月の中旬から、その開発道路の調査をすることになっていたんですが、現時点ではまだ進行してないということになります。また事業者とは、今後協議を進めながら行っていきたいと考えております。

会長

はい、分かりました。あと、これだけの掘削工事をするとなると、河川に非常に近いところなので、軟弱な地盤の可能性もあると思いますが、これについて何か、B委員の方から御意見いただけないでしょうか。

B委員

資料の方に柱状図とか地質の状況とかもつけていただいて、ちょっと念のため確認なんですけれども。掘削範囲としては、今、杭の径の変更などで少し小さくなる可能性があるということだったんですけども、基本的には支持層のところまでは調査をしないといけない、だいたいこの手元の資料だと深さ6 mぐらいで試算していただいているんですが、最低限この深さまでは調査が必要ということでしょうか。

文化財保護課（田中主任）

今回の江坂計画の場所ですが、五反島遺跡の遺跡になっておりまして、五反島遺跡では過去3回ほど大きな調査を行っております。その中で大体6～7 mぐらいで地層に変化があって、それより上で遺跡が見つかっています。

B委員

過去の事例に基づいて、そう推定されるということですかね。

文化財保護課（田中主任）

今回の試掘調査でも大体それぐらいの深さから遺物が出ていますので、恐らく、西側の方なんですけど下水処理場の方の発掘調査と同様の状態があるだろうと、考えています。

B委員

承知しました。一般的に6 mの掘削となりますと、今、試掘でもされてましたように矢板入れて梁を入れて地下水を汲み上げながら掘削をされることになろうかと。河川の横でするので多分水位が、相当高いという状況ですので、そのような環境での調査になろうかと思っております。掘削土を仮置きしながら進められるということなんですけれども、多分掘削土量が20,000 m³だとかいうところになりますので、ちょっとどれぐらいの工期でされるのか、イメージがちょっと私、今、お話聞いていただければわからないんですけども、

現場内の仮置きだけでいけるのかというところの懸念があります。また、もちろん構造的な安定性、地下水位を下げながら工事されるということになりますので、そのあたりの通常の掘削工の安全性というものはまず基本的には配慮いただく必要があるのかなと思っております。ただ、工事自体はきちんと手順を踏んでやれば、安全にできるような内容だとは承知をしておりますので、まず通常のそういう構造安全性に関する部分で留意をいただきたい。また、地下水位を下げるにあたって、周辺に影響出ないような形でやっていただく、というのが1つあるのかなと思っております。

もう1点別の観点で言いますと、掘削土を最終的にどうすされるのでしょうか。私、文化財調査っていうのがあまり経験がないんですけれども、一旦掘削したものは、もうその場に戻されるという理解、埋め戻しされるという理解でよろしいですか。

文化財保護課（田中主任）

通常の発掘調査では、実際に掘り返したものは再度埋め戻します。工事の工程で埋め戻しは不要という場合もありますが、その場合は埋め戻さずに事業者引き渡します。

B委員

わかりました。この文化財発掘が想定に入っていない段階でもある程度土を掘削されて、外に出されるという想定になってましたので、そのあたりどのくらい変わってくるのかというところが分からないんですけれども、もし、排出土量が増えるだとかそういうことであれば、そのあたりの影響についても少し見直していただく必要があるのかなと。あと仮置き時の、水分多い土かと思いますのであまり心配はないかと思いますが、飛散対策だとか、そういう一般的などころに関する注意事項についてはきちんとやっていただく必要があるのかなと、以上2点、水位、掘削時の安定の問題と、掘った土の扱いについては、これだけの規模になると、少し現状を踏まえて考えていただく必要があるのかなと思っております。

会長

今の補足説明とB委員の意見をお聞きしてですね、何か事業者から、御意見いただけませんか。

株式会社長谷工コーポレーション

今、文化財保護課さんの方から御明いただきました内容は、我々も協議させていただいておりますので承知しております。そのお示ししていただいている、我々が想定する最大の文化財の調査が、示していただいている内容だという理解の中で、今後、調査の内容というのは我々、事業者としても重たい事項ではございますので、どのように対応していくかっていうのは、今、事業者の方でも検討中。その今後の検討については当然、文化財保護課さんと継続協議をさせていただきまして決めさせていただければと、そのように考えておりますので、今の内容は概ね我々も承知している内容です。

会長

これについて何か、ほか、いいですか。ではちょっと私の方から、これ、今から協議ということなんですけれども、こういう文化遺産というのは環境要素の1つで、技術指針に照らし合わせても、文化財があったとすれば、本来、文化財及び埋蔵文化財、包蔵地にもたらす影響を可能な限り回避して、また、低減するための取組を明らかにしたうえで評価すべきものであるということ、事業者はもっと認識しなければならなかったのではないかというふうに思いますので、今後ですね、御検討をよろしくお願いしたいと思います。

また、少なくともですね、これだけの規模、期間の調査を行うことであれば、その点が評価書で記載できないにしても、その進捗や結果についても御報告いただく必要があると、そのように思います。どのような形で事後調査報告をしてもらうか、また、審査会意見をまとめる上で必要ですので、確定の計画ではないとしても、現在の最大想定がこちらの計画ということであれば、一旦その内容で調査概要や環境影響についての御意見をですね、次回の審査会で御説明をしていただきたいと、そのように思いますので御対応よろしくお願いしたいと思います。

B 委員

ちょっと1点だけ補足よろしいですか。これが環境影響評価というところで発言するのが適切かどうかあれなんですけれども、今、掘削したものを埋め戻されるということで、地盤の支持力、地耐力等がかなり変わってくる可能性があることは、ちょっと懸念しています。これはあくまで施工上の安定性だとか地盤としての健全性という話で、そのあたりについても、環境影響評価という場では適切ではないかもしれませんが、一旦そういう埋め戻しをされるということで地盤状況がどうなるかと。杭基礎を打たれる箇所についてはそんなに心配はしていませんが、それ以外のところで、影響が出ないような配慮も当然していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

会長

それでは続いてですね、コミュニティについて。

株式会社KANSOテクノス

すみません。

会長

事業者の方からどうぞ。

株式会社KANSOテクノス

今、会長先生、委員の先生の方から言っていただきました文化財の件なんですけれども。先程、事業者の方から申し上げましたとおり、確かに文化財保護課さんの方から最大というか、12月時点でこのくらいだろうということは示していただきまして、その後まだ、色々計画検討をこれからしていく中で、中身は多分変わってくるんだと思います。今時点で最大ということで示していただきまして、先程、会長先生がおっしゃったのは、その最大をもって、例えば、周辺に与えるであろう大気・騒音・振動の予測、それをしようとする、

どれだけの期間で、工程をどういうふうにするかによって、だいぶ変わってくるかと思うのです。それだけの面積をこれだけかかって、工区をどう分けていくか、一気にやれば影響は凄く大きくなるし、順番に言われるとおり4年9ヶ月かけてやりますということであれば、あの文化財調査ってそれほど大きな音がするものではないかなと思うのです。一部ずつ、ちょっとずつ下げるようなイメージがありますので、そういうものであれば、当然工期は伸びるけれども、実際に動く重機自体は1台、2台、あとは人手を取ったりされるのだと思うのですけれども、全くその、予測するほどでもない大気・騒音・振動であるというふうに認識しております。そうすると問題になってくるのは工期がずれるという問題で、その工期がずれた場合の、今の建築工事の工程自体はそのまま、本掘工事が終わったあと、きちっと手続きを踏んだうえで建築工事をするということであれば、現状の予測・評価の中身というのは、建築工事で最大のピークで予測・評価した結果を評価書案に載せていただいていることから考えても、ピークはそこになるだろうと。工期がずれますよという報告だけになるのではないかなと思うんです。そうではなく、4年9ヶ月、これを全部同時にやるとしての最大をみろということであれば、まだ計算のしようはあるのかと思うのですが、そのあたりはどうお考えというか、今いただいている内容でもって、どういうことが起こるかというのを次回の審査会なりで示すということをイメージされているのでしょうか。このままでいくと事業者側として一番影響の少ない方法は、工期をずらしたくないので、ずらさない方法は一生懸命考えてはいるのですけれども、今、示されているもので、土量は最大だけれども、工事の量としては長い目でみて一個にまとめれば多いんですけれども、影響としてはすごく少ないものですよという報告だけになってしまう可能性があるかなと。

会長

そういうので、工期も合わせまして、影響も合わしましてですね、もう少しきちっと御説明いただけたら有難いなと思っています。

株式会社KANSOテクノス

これ以上きちんと仰っているのが、B先生が仰ったみたいになんかこういうことに配慮してほしいということであれば、こういう地盤の場合はこういうことに配慮していきますとか、そういう保全対策的な配慮事項というのは、発掘調査の中で当然やるべきことなので、そういうのは具体的にはお示しすることはできるのかなと考えてはいるのですけれども。影響・予測だけでいうと、そこをどこまでその想定したものであれば、御納得という言い方はおかしいのですけれども、いけるのかなっていうのが。今お話を聞いていて、文化財保護課から示された期間であるとか、分量であるとか、そういったものを見たときにそれほど影響は大きくならないのではないかなっていうのが、今、私が思ったことなので。このまま分かりましたって帰ってしまうと、次の審査会の時に、工期が4年9ヶ月後ろにずれるだけです、みたいなものを持ってきたときに、多分そういうことじゃないよとそういう話になるんじゃないかなと思ったんですけれども、いかがですか。例えば、工期を順番にここを終わらせた後に、ここの建築工事に取り掛かって開発工事に取り掛かって、次のところの発掘調査をしてまた建築工事やっていくとか、重なってくるのであれば、そ

れの考え方というのはお示しすることはできるかなと思うのですけれども。それでも大きく変わらないよってというような、そういった資料で。しかも重ねて工事をするかどうかすらまだ検討できてない、できるだけ短くはやりたい、しかもできれば発掘調査をきちっとやって、やってもいいよということになってから建築工事に取り掛かりたいというふうには思っているのですけれども、そこが決まらないうち、事業者の想定としてはこうですってというのは示していけないというかたちになってしまいます。今、現状でお示しさせていただいている計画案ということで開発工事分、これだけの分量でしますというのは別紙7で示させていただいてまして、これは確かに開発道路の人孔部分だけになりますので、それほど大きなものではないんです。このあと西地区、東地区ということで、どれだけの工事を実際にしないといけないかというところを詳細設計の中で、できるだけ事業者としては短く、なおかつ影響の少ない本掘調査にしたいと考えている中で、協議をしていこうと。で、その協議結果は当然、事後調査報告書と今記載していますけれども、事後調査報告書は年に1回しか出さないの、そうではなくって、調査の内容は決まった時点で事務局、環境政策室さんなりに報告させてもらって、これはここと被ってくるので影響がありそうなので、予測・評価をした上で問題ないかどうかというのをきちっと精査して、報告させていただいて、必要に応じて審査会の中でも御報告させていただくということを今、考えてはいるんです。そういうやり方では、ダメというふうな考え方をされているということでしょうか。

事務局（丸谷参事）

今、事業者さんが仰られていたようなことと、どうこの調査においてですね、環境配慮、これだけの規模の調査っていうことの内容が、今回御報告を初めていただいたということかと思います。今、言っていたようなやり取りを踏まえて、ひとつひとつ影響がない形でやります、影響がない形で進めていただくということが、この審査会の中で確認をさせていただければ、それでいいのかと思っておりますので、その辺りは事務局としても今、先生から御意見いただいた趣旨を踏まえて、事業者の方と調整させていただいて、次の審査会でどういうものをお示しすればよいかにつきましては調整させていただいた上で、進めさせていただければというふうに考えております。

株式会社KANSOテクノス

事業者としとしても、会長先生が心配されていることも十分、分かってはいるんです。確かに、大きな調査工事になりますので、ほかの、周辺への影響であったり、建築工事と被った場合の心配というのは確かにわかります。ただ、今、現状で工程と上手くどう被せていくかというところが検討できてないので、最大と言われると先程申し上げたみたいに全部いっぺんにやるみたいな形になってしまうので、ちょっと非現実的かなというところがありますので。現実的なラインでどこで落とすとか、どういうお約束なりさせていただければ安心していただけるかというところは、ちょっと持ち帰って検討させていただきたいと思います。

会長

はい、普通にすると非常に時間がかかるということになると思うので、そこをですね、環境影響を少なくして、しかも事業者さんですから工期早くしたいと思うので、そこらへんを上手くこう、是非調整していただいて、環境に負荷をかからないような形で進めていくような提案というか御説明をですね、是非していただいたらなと、そういうふうに思っております。

B 委員

はい、私もその、重ね合わせの影響だとか、そういうことではきちきちというつもりで発言したわけではなくて、今、例えば、評価書案に文化財遺産のところで記載いただいているように環境への影響を最小限に留めるよう保全について配慮されていることということですので、文化財調査について新たに発生しうる環境影響について懸念されるのでこういう対応をするということの記載をいただければ、私はいいのかなと思って発言をさせていただきました。

株式会社KANSOテクノス

はい、承知いたしました。

会長

では次ですね、コミュニティについて副会長のほうから。

副会長

コミュニティについて少し確認をしたいと思います。回答をいただいたわけですが、これに関連していくつか確認したい。まずですね、市の担当者の方にもちょっと聞いてみたいんですけども、確認なんですが、計画地に関連する小学校っていうのは児童数が多い、何かしら対策がないとですね、社会環境的な影響があるというふうに考えておられる、という認識でよろしいでしょうか。

事務局（永井主査）

本日、担当部局である教育未来創生室がちょっと急用がありまして不在にしておりますので、担当部局の見解を事務局の方からお伝えをいたします。

教育未来創生室としましては、吹田南小学校は、評価書案にも記載されているとおり、今後本計画が実施された場合に31学級以上の過大規模校となる可能性があり、児童・生徒のより良い教育環境の確保の妨げになるのではないかと懸念をされているとのことです。要は影響があるということですね。それを懸念されておられます。児童の総数等を抑制するために高齢者や単身者向け住宅への一部計画変更による家族向け住戸数の抑制、また児童数の急激な増加を抑制するために家族向けの住戸を複数年に分けて販売するといった、段階的な販売・住居計画の変更による同一年度の児童数の急増を抑制していただきたい、教育環境を守るために御検討いただきたいと考えているとのことでございます。

副会長

はい、ありがとうございます。

会長

では、今の担当部局からの御意見について、何か事業者から御意見ありますか。

株式会社長谷工コーポレーション

今、環境政策室さんの方からお話がありましたとおり、今の吹田南小学校の現状につきまして当初からですね、私ども、事業者も認識をしておりますして協議を継続してやらせていただいている状況でございます。また、教育未来創生室さんとはですね、まず全体のスケジュールというのが事業の中に出てきたタイミングで正確な情報に基づいて、販売スケジュールというのを教えてほしいということを御依頼いただいておりますので、それらを踏まえまして、改めてですね、継続協議していきながら販売スケジュール等示していけたらと思っております。

副会長

まず市の担当部局の認識として、課題認識を持っておられるということが1つ、それから住民からの懸念、いわゆる児童数の増加に対する懸念というのが出てるんですよね。そういう状況を鑑みてですね、まず大前提として、社会環境的な影響が出るだろうということを認識している。従いまして審査会としては、いわゆる影響評価の対象であるという認識を持っています。何かしらの将来影響が出るというね、地域に。それは環境を広く捉えれば、社会環境と捉えれば、影響が出るということなので、つまり、今おっしゃったように協議をいただいているというのはいいと思うんですけども、やはり協議を行うとか、対策を検討するという段階では、そのレベルでは、いわゆる環境影響評価の対象と考えればですね、満足した評価にはならないのではないかなというふうに考えます。なので、いわゆる文化財のところもそうかもしれませんけれども、まずはこれからどういうことが起きるのか、ということの具体的な状況ですね、市でも担当部局っていうのは、その児童数の増加に関するシナリオなり情報を持てると、それと突き合わせて例えば、販売スケジュールはまだ未確定かもしれませんけれども、それがどういう状況であれば何事が起きるのか、これが影響の評価、確認ですよ、その状況に対して、どういうふうな対策をすることか、これを、やはりより具体的に示していただく必要があるんじゃないかなと思いますね。そこがないと、影響がどのくらいあるのか、それに対して対策が必要なのか、必要なんであればどういう対策をすることかというのが議論できないということなんですね。ですからそこをもう少し、協議をしていただくのは凄くいいと思うんですけど、今の現状に鑑みると、そこをもう少しですね、具体的にどういうふうなことが起きるのか、これはシナリオになるかもしれませんけれども、シナリオっていうのも、例えば販売状況がこうであれば、最悪の場合こうなるとかですね、楽観的にはこうなるとか、ある種の際っていうのを示せるわけです。そういう状況から対策が必要なのか必要ないのか、必要であればどういう対策がいるのか、やはり具体的に、もう少し示していただく必要があるのではないかなというふうに思います。我々としては影響評価対象というふうに考えればですね、やっぱそこを確認した上で、これいけますねと、あるいはこころへんが難しいですね、と

いう話を議論できる状況になるわけです。そこが今まだ見えてないのかなというふうに思います。なので、評価書での評価経過での記載っていうものを想定して、もう一度検討いただいてですね、次の審査会で是非示していただきたいというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

株式会社KANSOテクノス

今、現状で、あくまで机上検討ではあるんですけども、評価書案のほうで大体どのくらい児童数が増えるのか、学年あたり、それは全部、統計書等の、吹田市内の統計書で大体この地区では何歳の子が何人くらいいるみたいな割合からではあるんですけども、一応それは出させていただいているということにはなります。そうすると、大体児童数が133なり32とか、それくらい増えるというような計算結果等もでてまして、それは記載しているんですけども、そのうえで学年割りに単純に6で割った場合は、1学年22人増えるような形になるというところまでは予測をさせていただいていますので、逆にいうと今、先生がおっしゃっているような内容をやろうと思うと、教育委員会さんのほうに、例えば各学年22人増えるとしたらこの小学校どうなりますかと、そのような話を聞いて、そうすると教室数が全然、1学年ずつ全部増えることになると、それはとても無理だよという話になれば、その結果を基にじゃあこのくらいまですればいけるようになるみたいなところまでを、あくまでも机上にはなるんですけども、示していくというような考え方でよろしいですか。

副会長

そうですね、いわゆる市として、それがどれくらいキャパシティを受け入れられるのか、難しいのか、判断が多分つきますよね。その判断まで見込んだうえで、示していただいて、それが例えばちょっと厳しい状況なのか、どうなのか。厳しいのであれば段階的にもっていくっていう対応策であったり、その対策ってものが出てくると思う。そこまで示していただけると、多分かなり判断できるのではないかと、私はそう思いますし、市の方はどうですか。

事務局（丸谷参事）

すみません、今日、教育未来創生室のほうがおられませんが、そういったことを求めているというふうな認識でございます。

副会長

はい、そのあたりのことも含めてですね、例えば、どれくらいだったら市として受け入れられるのかどうかという状況を突き合わせればいいと思います。そこは確認されているということですか。

株式会社KANSOテクノス

一般的に手に入るデータからは、過大校の候補になる学校だっていうことまでは、私共の方で把握して、それで評価書案を作らせていただいております。今、現状、事業者のほ

うで教育委員会さんのほうと話をされていますので、どこまで厳しい状態で、あとどのくらい受け入れるかまでの話までは、まだ具体的にはきてないというところです。それはなぜかという、いつから販売を開始するのか、建ち上がるのが大体いつかみたいところで、想定されている児童数の増加なり減少なりを、多分、教育委員会様は想定されているのだと思うのです。今、現状ではなくて、ここから先、何年計画というものをされていると思いますので、そのあたりのどこと照らし合わせるのかという部分はまだ調整中ということになるかと思います。ですので、具体的な実際の販売や入居計画というものがある程度決まった段階で、今後、話していきましようかということで、そういう協議している状態かというように認識はしております。

副会長

それはつまり年度によって市の、いわゆるその受け入れキャパシティのシナリオが変わるということを前提としているということですか。今の説明は、そういうことでよろしいですか。

株式会社KANSOテクノス

すみません、私は直接やりとりしていないので想像でしかないのですが、もし今後増えるのであれば、例えば、来年から増えますよと言われても教育委員会としても対応はしきれないというところがあって、3年か4年前くらいには伝えてほしいと、それで計画をしていくという話も聞いておりますので、少し先のところまでを想定されているのではないかなと。

株式会社長谷工コーポレーション

今の現状のキャパシティに関して、教育委員会さんがお持ちの情報というのは、ヒアリングはさせていただいております。ただそれが具体的に細かく最新版でこうなっているというところまではちょっと把握しきれてない部分があるので、そのあたりのヒアリングというのは、もうちょっと可能かと思います。先程、KANSOテクノスのほうからも申し上げたとおりで、いつの時点で何人の子供達が入っていくのか、生の情報として非常に重要なのかなと思っておりまして、そのあたりにつきましては販売のスケジュールも勿論そうですし、今後販売する状況の中で、これくらいの児童数が一定、この期の中に入ってくる可能性はありますよという情報の共有というのも、解決策の1つなのかなと思っておりますので、そういったことも含めまして継続的に協議させていただきたいということでございます。

副会長

はい、分かりました。そういった具体的な状況、市との協議の内容、市がどう考えているのか、時期というのは不確実性がありますが、どのくらい子供が増えてキャパシティ的に対応できるかどうかというのはある程度のその判断が、これは予測ですが、でもできるはずですね。そのあたりの情報というものが、あるといいのかなというふうに思います。そこがないとですね、協議を続けていきますという形だけでは、市がどう考え

ているのか、市の人に来てもらって話してもらったほうがいいのかもしれませんが、一発で分かるかもしれません。そのあたりを示していただくというのが一番いいのかなというふうに思います。なので、その辺は協議をしていただきながらですね、市の判断を含め、市がどのくらい認識しているのか。将来のことだから何とかなるだろうではなくて、やっぱり現実的に可能なかどうかというのは判断がある程度できる、そのあたりのところをちょっと詰めていただきたいなと思いますね。そうすると、議論が具体化するんじゃないかなと思います。そこをもう少し検討いただけないかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

株式会社KANSOテクノス

どこまで想定されていて、その情報が出していけるのかというのは別としまして、まずは現状の状況をきちっとヒアリングさせてもらって、現状でここいっぱいになっている、現状の状態でアウトです、将来的にはここは減っていくのを想定してますよ、くらいの話が聞けるのであれば、減っていきます増えていきますとか、そのあたりは具体的な話を聞いた上で、またお示しさせていただければと思います。

副会長

是非よろしくお願いします。私以上ですけど、何か市からありますか、これでよろしいですか。

会長

はい、では次にですね、北側の景観について、景観アドバイザー会議の方から意見が出たということです、これについて都市計画室の方から補足の説明をお願いしたいと思うんですけど。

都市計画室（渡辺参事）

こちらの方の景観協議では、事業者さんの方からも説明あったんですけども、景観デザインマニュアル、本市が発行しているものなんですけれども、こちらベースに本計画の気になる点について、指摘をさせていただいておりました。南側も北側もそうなんですけれども、周辺の建物であるとか、見上げの見え方なんかを、別紙のほうで示していただいていると思うんですけども、きちっと確認をされて、また一部外壁とか軒裏ですね、色の変更もしていただけたということで、調和とか圧迫感の低減というのは一定見込めるような変更をしていただけたのかなというふうには考えています。また、北側の外観ですね、これまでアセスの審査会の中ではあまり出てこなかったかと思うのですが、マニュアルの方に、背景が空となる上層部の外壁の色彩は、明るい色の方が空に溶け込みやすいという表記がございまして、こちらの計画、本計画のほうでは上層部についてもちょっと明るいとも言い切れないような色ではありますので、あと黒の格子ですか、手すり格子を使っておられるということになっております。ただこれについては、別紙でまたパースを作っていただけたと思うのですが、暗く見えるんじゃないかというアドバイザーが懸念していたような見え方ではないんだよということを御説明、パース上でいただいて

おります。我々の方もいただいております。これについてはですね、パースで御説明いただいたことが実際、現地でもそういった見え方になるのかというところを、最後まで事業者の方にはきちんと確認をしていただきたいなというふうには考えております。

内容ではないんですけども、資料について一点よろしいですか。

会長

はい、どうぞ。

都市計画室（渡辺参事）

当室と協議した時に北側の近景から確認していただいた資料がありまして、視点場Eというのがあったんですけど、資料3の別紙2では、アセスの資料ではA、B、C、Dまでしかなくて、Eがプロットされていないんですけど、パースの方は多分お手元のほうに、Eとは書いてないんですけど近景のパースがございますので、こちらのほうも事業者さんの方から御説明があったほうが良いのではないかなというふうに思いましたので、すみません指摘をしておきます。

会長

はい、何か事業者さんの方から御意見ございますでしょうか。

株式会社KANSOテクノス

こちらの立駐が入っているパースにつきましては前回の審査会等で、この視点場からの景観ということで、立体駐車場の色味を色々検討してはどうかということで資料は出させていただいたという経緯がございまして。北側、遠くからの見え方、視点に絞りまして、4地点を新しくここからしましたということで、図面で示させていただいた上で見え方のパースを載せさせていただいていると。別紙3につきましては前回も踏まえてということで、手を抜いたわけではないのですけれども、同じようなパースということでそのまま色味ですね、立体駐車場の色彩はこれを使ってますということで使わせていただいているということになります。

会長

はい、ほかこれについて御意見、C委員の方から御意見いただけますか。

C委員

前回も景観デザインマニュアルとの関係など、意見という形で私からも発言したかと記憶しているのですけれども、景観アドバイザーとも協議いただいたということで、先程の御説明にもあったように色々検討頂いたと理解はしました。北側に関しては、やはり陰になるところですので、暗く見えてしまうのではないかとということを凄く懸念しています。ただ、それをですね、影響があるのか、ないのかを判断する材料がない状況であります。現地の見え方も、例えば小さい色見本や材ではなくて、現地で比較的大きなものを使い、影の部分でこう見えるとか、そういうことを検討していただいたうえで、大丈夫だという

ことを伝えていただきたいです。

あとですね、別紙2のパスで建物見え方を検討されているのはいいのですが、おそらく主要な道路上からのみの視点になっていると思われます。居住者の方は道路上だけではなくて、お住まいの建物の2階とか部屋とか、そういう場所からも建物を毎日見ますので、これらの視点場の検討だけで大丈夫だ、圧迫感がないという議論はできないのではないかと考えております。

そのほかにですね、今日の資料にはないのかもしれないのですが、北側の手すりとか外壁の色についてももう少し明るい色が採用できなかったのかなど、今日の資料の内容に至った経緯といいますか、どんな議論があったのか、もう少し説明いただけますでしょうか。

株式会社長谷工コーポレーション

北側について、南側のバルコニーとはちょっと違うデザインにしております。廊下のスラブとかですね、屋根のスラブについては、南側と違って少し明るい色の色彩を入れています。手すりについては確におっしゃられている黒い色を採用しているのですが、見えとしてはそんなに主張するものではなく、細いものを開放率を確保して設置しておりますので、そんなに影響ないかなというふうに考えております。その内側の外壁色につきましても、N6ということで規定値よりも1つ上げて、少し明るい印象になるように配慮したというふうに考えておりますので、特にパスに描くとですね、北側は影の方向になるので、ここに日光をあてるようなパスを中々作れないので、実際に見てる分にはそんなに暗い色を使っているわけでもないで、特に我々としても問題ないかなというふうに考えております。

C委員

規定値が元々暗めだったので、1つNの値が変わったくらいでは、ちょっと明るくなったかと言われると、十分ではないかなというのは私の意見です。パスで検討するのはしょうがないですが、パス以外では検討されていないのでしょうか。実際、現地で影の落ち方とか、まだ実際に建っていないから限界はありますが、CG上での検討だけでは十分でないかと思っています。

例えば周辺で既にいろんなマンションあると思いますけれども、それらの色彩の調査をされるとか、色々やり方はあるかと思います。先程申したように、大丈夫だと言われても客観的に評価するための何かを提示いただかないと、我々も大丈夫だと納得がいかないところがあります。先ほどの説明にもありましたけれど、文化財の件で十分な期間があるとのことなので、もう少し検討の時間をとれるのではないかと私は思ったんですけれども、詳細設計もこれからということだったと思いますので、もう少し検討材料を出していただいて議論を続けていただければと思います。

株式会社長谷工コーポレーション

確認をさせていただきます。北側はかなりその、密集しているので、そういった意味でもアドバイザー会議の方でも、北側からの実際の建物を含めた見え方も検証しようという

ことになってまして、検討した結果、問題ないかなという話になりましたので、そのプラスアルファどういう検討をするか、また確認いたします。

会長

はい、ありがとうございました。

株式会社KANSOテクノス

すみません。

会長

はい、お願いします。

株式会社KANSOテクノス

ちなみにですね、この資料3の別紙2で4地点写真撮ったもので、A、B、C、Dという形で横書きで入れさせていただいているんですけども。これのAとC、Dは入っていないんですけども、これのA、B、Cの奥の方に真ん中あたり、真っ直ぐずっと入っている建物があるんですけども、これが現状、計画地の川側、神崎川の方に建っている配送センターが見えているという状態です。この建物の色がN7でしているとお聞きしていますので、今回計画している建物はN6、1個低くはなりますけれども、この前にそれが入ってくるというイメージで、それほど大きくは見え方は変わらないのかなというふうには考えております。

C委員

いや、6と7では違うという意見です。

株式会社KANSOテクノス

違うんですけど、はい。先生が仰っている、もう少し広い範囲で示していただきたいと先程、ちらっとおっしゃったんですけども。

C委員

それはその調査の対象地ということですか。

株式会社KANSOテクノス

はい、先程資料で、これではちょっと判断できないという話をされたときに、そういうものを示してほしいとおっしゃったので、例えばそれを用意するとすれば、広いという意味が、今、例えば、写真を一枚撮った時に見えてる範囲のパスが載ってるかと思うのですけれども、そうじゃなくて、もう少し広い。

C委員

多様な条件で検討していただければと思います。例えば、室内からの見え方、2階建て

からの建物であれば、どう見えるのかとか。この案件に限らず、ほかの環境影響評価の事例でも同じような話があって、検討いただけていると思います。今回の資料にある道路上の地盤レベルからだけではなくて。

株式会社KANSOテクノス

歩行者の目線じゃなくて。

C委員

それももちろん必要なのですが、このアングルだけで判断するのはちょっと危ないんじゃないかなと思います。

株式会社KANSOテクノス

わかりました。ちょっと検討はしてみます。

会長

その他、何か委員の皆様方から御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。これで御意見ないということで。

今日ですね、事務局の方からは今回で答申をまとめたかどうかという御相談もいただきましたけれども、今日いくつか御指摘させていただいたように、これもより良い環境を維持しようということのために、委員の方からこういう御意見をさせていただきました。是非、事業者さんには吹田市の環境をより良くするというのを踏まえて、本日の意見を含めて、是非より良い回答をしていただきたいと思います、そういうふうに思っております。ということで、よろしくお願いいたします。

では今後の流れにつきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（永井主査）

今後の流れですけれども、審査会終了後のできるだけ早い時期に追加の御意見等について照会させていただきます。もし何かございましたら、その際に御提出ください。よろしくお願いいたします。

会長

それでは、後日、意見の集約があるとのことですので、その他の意見につきましては、その際をお願いしたいと思います。

続きまして次第4に移りたいと思いますので、事業者さんには御退出をお願いします。本日はどうもありがとうございました。

（事業者退出）

<〔報告事項〕（仮称）吹田市円山町開発事業>

< [報告事項] 佐井寺西土地区画整理事業 >

< [報告事項] (仮称) 吹田市藤白台 5 丁目計画 >

会長

では次第の方に戻りまして、次第 4、5、6 の事後調査報告について、事務局の方からまとめて、御報告をお願いしたいと思います。

事務局（永井主査）

資料 4（仮称）吹田円山町開発事業に係る環境影響評価の事後調査年次状況報告書令和 5 年度版の概要でございます。令和 5 年度（2023 年度）に行われました本件、（仮称）吹田円山町開発事業に係る工事について、事後調査報告書に基づいて、事業者が実施した事後調査の結果及び環境保全措置の実施状況を取りまとめております。工事中の事後調査報告書は、通常工事終了後に提出されますが、本事業は工事期間が数年に渡るため、年次状況の報告書を毎年度、本市へ提出することとなっております。受理日については、本年、令和 6 年 6 月 10 日。事業者は大林新星和不動産株式会社です。報告の概要と所見ですが、動植物生態系につきましては、事業計画地内においてナルトサワギクという特定外来生物の生育が確認されましたが、適切に処分を行いましたので、著しい影響はないと考えております。本市は引き続き、工事中の早期緑化など、環境影響評価で事業者が実施することとなっている動植物生態系への配慮の確実な履行を求めています。

環境保全措置の実施状況ですが、工事の実施もしくは施設の供用にあたっての環境保全措置につきましては、令和 6 年 3 月末時点の実施状況又は実施予定を示しております。本市は、環境保全措置の実施内容について、調査結果をもとに検証し、その履行状況を確認しております。

次に、ZEH仕様住宅導入による温室効果ガスの削減ですが、本事業は、国土交通省の補助事業の採択によりまして、全体のうち 125 戸を概ね ZEH 仕様とし、対象エリア全体でゼロエネルギーとする計画であります。令和 5 年度末までの販売戸数 177 戸の内訳は、ZEH 仕様が 79 戸、Nearly ZEH 仕様が 23 戸、その他の仕様が 75 戸です。評価書における基本仕様の住宅と比較しまして、消費エネルギー量で平均 48.3%、温室効果ガス排出量で平均 51.2% 低減されることになっております。本市は引き続き、事業者が「まちづくりガイドライン」や補助事業等を活用することによりまして、供用後の省エネルギーや温室効果ガスの削減が図られるよう求めています。

今後の対応ですが、本市は、事業者に対して、環境保全目標の達成や基準値の厳守はもとより、さらなる環境対策を求めることで、市民にとって良好な環境が保全されるように指導してまいります。

事務局（永井主査）

続きまして資料 5、佐井寺西土地区画整理事業に係る環境影響評価事後調査報告書 令和 5 年度版の概要でございます。本件につきましても、事後調査計画書に基づきまして、事業者が実施しました事後調査の結果及び環境保全措置の実施状況を取りまとめておりま

す。本件もまた、工事期間が数年に渡りますので、毎年度本市に年次状況報告書を提出することになっております。受理日は、これは令和6年6月28日、事業者は吹田市になっております。

報告の概要と所見ですけれども、大気汚染につきましては、建設機械の稼働及び工事関連車両の走行による大気汚染の推計結果は、環境基準及び吹田市の目標値から設定した評価の基準値をそれぞれ下回っております。以上のことから、環境影響評価書における予想の範囲内になっており、特に問題ないと考えられます。

騒音・振動につきましても、建設機械の稼働及び工事関連車両の走行による騒音・振動の調査結果は、環境基準及び吹田市の目標値から設定した評価の基準値をそれぞれ下回っております。以上のことから、環境影響評価書における予想の範囲内に入っており、特に問題ないと考えられます。

交通混雑・交通安全です。本事業の供用による交通への影響を確認するため、工事関係車両の走行ルート沿道において自動車交通量調査を実施いたしました。調査の結果、工事関係車両の走行による交通量の増加率は約2%と低く、環境影響評価書における予測の範囲内となっておりますので、特に問題ないと考えられます。

動植物・生態系につきましては、動物につきましては、近隣の小学校のビオトープに移動した保全対象種の生育状況についてモニタリングを実施しました結果、繁殖が確認された保全対象種もあったんですが、一部の保全対象種は個体数が減少しておりまして定着ができておりませんでした。そのため、一部の生息地はまだ工事未着手でございましたので、追加の移動を行いまして、さらに移動先の環境に適応できるように保全対策を実施しております。植物につきましては、移植した保全対象種の生育状況についてモニタリングを実施した結果、移植先で生育が確認されました。タシロランにつきましては、生育地がまだ工事未着手であったことから、追加の播種及び塊茎の移植も行っております。来年度も引き続きモニタリングを行う予定でございます。本市は、移動や移植後のモニタリングや特定外来生物の駆除など、環境影響評価で事業者が実施することとなっている評価、対策の確実な履行を求めてまいります。

事務局（永井主査）

続きまして、資料6（仮称）吹田市藤白台5丁目計画に係る環境影響評価事後調査年次状況報告書、令和4年度版の概要でございます。本件ですね、通常ですと令和4年度の状況を報告する本報告書は、本来、令和5年度中に提出すべきだったんですが、事業者の都合によりまして遅延しておりまして、この度ようやく提出されたということになっております。1年ずれております。

しかしながら内容としましては、事業者の事後調査計画書に基づいて実施しました事後調査の結果及び環境保全措置の実施状況を取りまとめております。受理日は、令和6年7月11日、事業者は株式会社日本エスコンと中電不動産株式会社。

報告の概要と所見ですけれども、騒音・振動につきましては、工事中の建設機械の稼働による騒音・振動の測定結果は、いずれも評価書の予測結果及び騒音規制法・振動規制法の特定建設作業に係る規制基準値を下回っておりますことから、著しい影響はないと考

えております。本市は引き続き、低騒音型・低振動型の建設機械の採用など、環境影響評価で事業者が実施することとなっている騒音防止措置の確実な履行を求めてまいります。

建設機械・工事関係車両の稼働状況ですけれども、令和4年4月から令和5年3月までの工事関係車両の月当たりの延べ台数を示すとともに、評価書に示した出入り口の状況や誘導員の配置等を示しております。本市は引き続き、計画的な運行による工事関係車両の台数削減や交通混雑時を避けた走行時間の調整等、環境影響評価で事業者が実施することになっている環境保全措置の確実な履行を求めてまいります。

環境保全措置の実施状況ですけれども、工事の実施にあたりましては環境保全措置について、令和5年3月末時点の実施状況又は実施予定を示しております。本市は、環境保全措置の実施内容について、調査結果をもとに検証しまして、その履行状況を確認しております。

今後でもありますね、事業者に対しまして、環境保全目標の達成や基準値の厳守はもとより、さらなる環境対策を求めることで、市民にとって良好な環境が保全されるよう指導してまいります。

会長

この次第4、5、6の内容につきまして、何か御質問等はございますでしょうか。

D委員

佐井寺西土地地区画整理事業の件について質問ですけど、この事後調査報告書の6-12ページのところが工事最盛期の大気汚染物質の予測かと思えますけど、この中で表6-3-8のところの平均走行台数っていうのが、1年間の平均の台数を使って予測をしていて、それと工事最盛期の値で比べていますので、これで本当によいのかという点が気になります。6-40ページのところには、大型車が102台という数値も出ているんですけど、この評価で使っているのが大型車が23台という値で、40台に対して少ないため評価書の予測に対して少なくなっているという評価になっているんですけど、その点が気になりました。

事務局（永井主査）

こここのところですね、平均走行台数でやるべきなのか、最大の台数で評価するべきなのかということにつきまして、事業者が本日こちらに来ておりませんので、伝えまして、もう一度確認するようにいたします。

会長

それでは、他どうでしょうか。Webの方から何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、質問がないということなので、次第4、5、6については終わりたいと思います。

<その他>

会長

それではですね、その他ということで事務局の方から何かございますでしょうか。

事務局（永井主査）

その他としまして1点、御報告を申し上げます。令和4年12月開催の環境影響評価審査会において、一旦審査を保留することになりました「(仮称)北千里駅前地区第一種市街地再開発事業」、北千里の駅前の再開発事業なんですけども、それについてでございますが、アセス手続き実施者である吹田市より、次回以降の環境影響評価審査会で、手続き保留以降の吹田市が取り組んできました地域住民への意見交換会の概要ですとか、どのようにアセス手続きを再開していくかについて、御報告させていただくことになりました。審査が再開しました折には、どうぞよろしくお願いいたします。

会長

わかりました。この件について何か御質問はございますでしょうか。また審査となりましたら、よろしくお願いいたします。

では、これ以上何もないようでしたら、本日の審査会はこれで終了したいと思います。長い時間、どうもありがとうございました。